

令和6年度東広島市児童福祉施設等指導監査実施計画

1 基本方針

児童福祉施設等に対する指導監査については、関係法令及び通知等に基づき、施設運営が適正かつ円滑に行われることを目的として実施する。

指導監査の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意する。

2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく指導監査（以下、施設監査という。）の重点事項

(1) 認可保育所（園）、保育所型認定こども園、小規模保育事業

ア 適切な入所児童の処遇の確保の状況

(ア) 保育所保育指針を踏まえた各保育所の実情に応じた適切な保育の実施状況

- ・保育所保育指針等を踏まえ、子どもの人権擁護の視点から、適切な保育が実施されていること。

(イ) 安全計画の策定等

- ・児童の安全の確保を図るための計画（安全計画）が策定されていること。
- ・職員に安全計画について周知され、研修や訓練が定期的実施されていること。
- ・保護者に安全計画に基づく取組の内容等が周知されていること。

(ウ) プール活動・水遊びを行う場合の事故防止

- ・プール活動・水遊び等の監視体制、救急事態への対応等、これらに関する十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を行うこと。

(エ) その他の事故防止対策等

- ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施すること。

(オ) 教育保育等及び運営状況の評価

- ・自ら行う業務の質の評価を行うこと。
- ・教育及び保育等その他の運営状況について、定期的に外部評価を受け、その結果の公表に努めること。

イ 給食の状況

(ア) 給食における必要な栄養所要量の確保状況

- ・保護者に知らせる献立に栄養成分（熱量、たんぱく質、食塩等主要成分）を記載する等、栄養に関する情報を提供すること。
- ・献立の内容に配慮し、必要な栄養量を確保できるよう努めること。

(イ) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録の実施状況

- ・給食日誌の記録を適正に行うこと。

(ウ) 給食材料の適切な用意・保管の状況

- ・給食室内の温度・湿度の管理をし、食中毒のリスクを減らすこと。
- (エ) 嗜好調査、残食調査、検食等の実施及びその反映状況
 - ・検食は可食部を 50g 程度ずつ保存すること。
- (オ) 食器類の衛生管理の状況
 - ・調理施設及び設備の清潔を保持し、衛生的な管理に努めること。

ウ 入所児童の生活環境等の確保の状況

- (ア) 入所児童の安全・快適な生活空間の確保の状況
 - ・施設内において、児童の事故の発生を防止するための措置を講ずること。

エ 施設の運営管理体制の状況

- (ア) 建物、設備の維持管理状況
 - ・施設内の設備において、事故の防止のために修繕等の適切な措置を講ずること。
 - ・屋外遊具の定期的な点検を実施し、必要に応じて計画的に修繕を行うこと。
- (イ) 利用者等への情報提供等
 - ・利用する地域住民に対し、保育に関する情報提供を行うこと。

オ 職員確保・職員処遇

- (ア) 職員研修等資質向上策の対応状況
 - ・職員研修等資質の向上のために研修の機会の確保に努めること。

カ 防災・防犯対策への取組状況

- (ア) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保状況
 - ・感染症や災害発生時に備えて、継続的に保育サービスを提供し、若しくは非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- (イ) 消防計画の策定の状況及び消火訓練・避難訓練の実施状況等
 - ・消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届け出の上、少なくとも毎月 1 回は訓練を実施していること。
- (ウ) 防犯についての配慮状況
 - ・職員会議等で話し合い、児童の安全確保のためのチェックリストを作成し、点検しているか。（園児の見落とし事案の発生防止にかかるチェック体制についても確認）
 - ・門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等、防犯上の観点から不備等がないか点検・整備しているか。（園児が外へ抜け出せる隙間等がないかについても確認）

(2) 認可外保育施設

ア 保育に従事する者の数及び資格

- (ア) 保育従事者数
 - ・保育に従事する者の数が基準を満たしていること。
- (イ) 有資格者数
 - ・保育に従事する者の概ね 3 分の 1（保育に従事する者が 2 人及び 1 人の場合は 1 人）以上

は、保育士又は看護師（准看護師含む。）の資格を有する者であること。

(ウ) 居宅訪問型

- ・居宅訪問型保育事業を行う施設は、保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は県知事が行う保育に従事する者に関する研修（県知事がこれと同等以上のものと認める市長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であること。

イ 非常災害に対する措置

(ア) 避難消火訓練等の実施

- ・避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回行うこと。

ウ 保育内容

(ア) 保育に従事する者の保育姿勢等

- ・保育所保育指針（平成29年度厚生労働省告示第117号）を理解させる機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めていること。
- ・乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。

(イ) 保育計画

- ・乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育計画を定め実行すること。

エ 給食

(ア) 衛生管理の状況

- ・調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行っていること。

オ 健康管理・安全確保

(ア) 乳幼児の健康診断

- ・継続して入所（利用）している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

(イ) 安全確保

- ・児童の事故の発生を防止するための措置を講ずること。
- ・児童の安全の確保を図るための計画（安全計画）が策定されていること。
- ・職員に安全計画について周知され、研修や訓練が定期的に行われていること。
- ・保護者に安全計画に基づく取組の内容等が周知されていること。

カ 利用者への情報提供

(ア) 施設及びサービスに関する内容の掲示

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由

- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その内容を含む。）

(3) 放課後児童健全育成事業

ア 非常災害対策

(ア) 避難訓練

- ・避難及び消火に対する訓練を定期的に（少なくとも年2回）実施していること。
- ・外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

イ 設備

(ア) 面積基準

- ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であること。

ウ 運営規程・帳簿

(ア) 運営規程

- ・放課後児童健全育成事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。

エ 保護者との連絡・関係機関との連携・事故発生時の対応

(ア) 関係機関との連携

- ・市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たること。

(4) 児童厚生施設

ア 児童館

(ア) 災害防止

- ・避難及び消火に対する訓練を、毎月1回以上実施すること。

イ 児童遊園

(ア) 施設・設備

- ・利用者が安全かつ快適に利用できるよう、地域組織及び関係団体の協力を得て、遊具等の安全点検を計画的かつ厳密に実施するとともに、遊具等の破損箇所については速やかにそ

の改修等の措置を講じること。

(イ) 児童処遇

- ・児童に対し適切に指導を行うこと。
- ・関係機関からの注意依頼文書の掲示等による周知を徹底すること。
- ・屋外活動中の犯罪や事故から身を守るための職員から利用児童に対する指導を行うこと。

(ウ) 地域・諸団体等との連携

- ・児童遊園の適正な管理運営のため、児童委員、児童福祉施設関係者、母親クラブや子供会等の地域組織、社会福祉協議会、地域のボランティア、教育関係者、学識経験者等により構成された児童遊園運営協議会を設置し、児童遊園の環境整備、遊具の保全や更新及び事故の防止等に関し、参加・協力を得るよう努めること。

(5) 児童福祉行政

ア 条例・規則及び広報

- ・利用者に対する保育所の情報の提供の充実に努めること。

イ 公立保育所の指導

- ・保育所に対する指導に努めること。

3 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく指導監査（以下、確認監査という。）の重点事項

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

ア 内容及び手続の説明及び同意

- ・特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ利用申込者に対し交付する文書に職員の勤務体制及び利用者負担額について記載すること。

イ 利用者負担額等の受領

- ・実費徴収をしている場合、当該金銭の用途及び額並びに支払いを求める理由について、書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、文書による同意を得ること。

ウ 特定教育・保育に関する評価等

- ・自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図ること。
- ・定期的に特定教育・保育施設を利用する保護者その他の関係者（職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。

エ 重要事項の掲示

- ・施設の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他利用者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

オ 秘密保持等

- ・小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ること。

カ 会計の区分

- ・特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等

ア 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

- ・特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録すること。

イ 秘密保持等

- ・小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ること。

4 対象施設等

対象施設等		施設数	施設監査	特定教育・保育施設等への確認監査 (2年に1回実施)	特定子ども・子育て支援施設等への確認監査 (2年に1回実施)	実施時期
保育所・ 保育所型認定こ ども園	公立	24	24	0	0	6～8月
	私立	25	25	0	0	7～9月
小規模保育事業	私立	2	2	0	0	6～9月
認可外保育施設	届出 対象	36	36	対象外	0	10～11月
	届出 対象外	6	3 (2年に1回実施)	対象外	0 (病児保育事業実 施施設)	10～11月
放課後児童 健全育成事業	公立	61	15 (5年に1回実施)	対象外	対象外	12～翌年1月
	私立	25	11 (2年に1回実施)	対象外	対象外	12～翌年1月
児童厚生施設	公立	3	3	対象外	対象外	翌年1月
保育行政 実施機関	市	1	1	対象外	対象外	翌年2月
幼保連携型 認定こども園	私立	10	対象外 (県が実施)	0	0	—
幼稚園 (移行済(※1))	公立	1	対象外 (県が実施)	0	対象外	—
	私立	3	対象外 (県が実施)	0	0	—
幼稚園	国立	1	対象外	対象外	0	—

(未移行(※2))			(県が実施)			
	私立	2	対象外 (県が実施)	対象外	0	—
子育て援助活動 支援事業	市	1	対象外	対象外	0	—

(※1) 施設型給付費を受ける幼稚園

(※2) 施設型給付費を受けない幼稚園